

# 警察における犯罪被害者支援



警察では事件の捜査を行うとともに、被害者や御家族の負担を少しでも和らげるため、様々な支援を行っています。

## 情報の提供

殺人や強盗、交通事故などの被害者や御家族に捜査の流れや相談機関などについて記載された「被害者の手引」を交付しています。

## 被害者連絡制度

捜査状況、犯人の検挙状況、犯人の処分結果などについて、担当の警察官が継続的に連絡しています。

## 再被害防止

加害者による報復のおそれがある場合には、必要な対策を講じ、加害者からの危害が及ばないようにします。

## 診断書料等の支出制度

犯罪により怪我を負ったり、人が亡くなったりした場合、警察に診断書などを提出する必要がある場合、その費用を公費で支出します。

※ 一定の条件があります。

## 初回診察費用等の支出制度

性犯罪や強盗致傷、傷害事件などの犯罪被害に遭い、病院を受診した場合、初回診察費用等を公費で支出します。

※ 一定の条件があります。

## 被害者カウンセリング制度

被害による著しいストレスから心身に不調をきたした被害者や御家族に対して、カウンセラー資格を有する職員がカウンセリングを行っています。

## 犯罪被害給付制度

犯罪行為によって御家族を亡くされた御遺族、重傷病又は障害を負った被害者が、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合に国が給付金を支給します。

給付金種類	支給対象者
遺族給付金	犯罪行為により、亡くなられた被害者の第一順位遺族
障害給付金	犯罪行為により、障害が残った被害者本人(障害等級第1級～第14級)
重傷病給付金	犯罪行為により、重傷病(加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病)を負った被害者本人

※ 事件によっては給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

## 犯罪被害者のための相談窓口

### 警察署総合相談

県内28警察署で24時間受け付けています。

### ひまわり窓口

交番の女性警察官が対応します。(随時)

### 性犯罪被害相談電話

#8103 (ハートさん)

#8103 又は 0120-783870

性犯罪被害の相談に専門の警察官が対応します。

### 暴力相談専用電話

0120-548930

暴力団に関する犯罪等の相談に応じています。

※ 緊急の場合は、110番に電話してください。



浜松東警察署